

空家の管理は適正に

例年夏になると、空家に関する苦情が増加します。適正に管理されていない空家が周囲に与える影響は、所有者が考えているよりも深刻なことが多いです。近隣の住民に迷惑をかけてしまう前に、適切な対応を心掛けましょう。

▼苦情の例

- ・空家に蜂の巣ができていて、娘が刺されそうになった。
- ・隣の空家の庭の草木が伸び放題で、その中にぜんそくの発作を引き起こす植物が生えている。医療費がかさむし、いつ発作が起きるか不安なまま毎日を通りさなければならぬ。
- ・雑草が隣の空家から家の敷地内に侵入してくる。仕方なく除草剤を撒いて対処しているが、これまでの除草剤購入費用がかなりの額になっている。空家の所有者は払ってくれるのか。

空家の管理や売買など、ご近所に相談したらいいのかわからないなどのお悩みがありましたら、まずは専門窓口にご相談してみましょ。

▼相談窓口

空き家総合相談窓口(公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会) ☎052・522・2567

空き家相談窓口(公益社団法人全日本不動産協会愛知本部) ☎052・243・9339

木造住宅の除却費補助制度

1年以上使用されていない木造空家を解体する場合は、町の補助金を受けられる場合があります(上限20万円)。申請枠に限りがありますので、早めにご相談ください。



▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28・0944

介護保険負担限度額認定証の申請

介護保険の施設サービスや短期入所サービスなどを利用する場合、住民税非課税世帯で預貯金額等が一定の基準を満たしている方は、自己負担額(居住費・食費)が軽減されます。「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

既に認定証の交付を受けている方は、6月初旬に申請書類を送付します。必要事項を記入の上、保険課に提出してください。郵送による提出も可能です。

現在交付している認定証の有効期間

は、7月31日(月)までです。

▼提出書類

①負担限度額認定申請書 兼同意書、②【窓口提出の場合】本人及び配偶者の通帳等を持参してください。【郵送提出の場合】本人及び配偶者の通帳等の写し

▼提出期限 6月30日(金)

▼提出先 役場1階3番窓口保険課

▼問合せ 保険課介護グループ ☎28・0100

豊山町プレミアム付商品券事業参加店募集

地域経済の活性化を図るため、本年度もプレミアム付商品券を販売します。事業の実施にあたり、商品券の取扱店舗・事業所(商品券を使用できるお店)を募集します。

▼対象 豊山町商工会に加入している町内事業所

▼申込期限 6月1日(木)～15日(木)

▼申込・問合せ 豊山町商工会 ☎28・3800

教科書展示会開催

義務教育で使用されている教科書は、通常では4年ごとの採択替えを行うことが法律で定められています。小学校においては、令和6年度から新しい教科書が使用され、中学校においては、令和6年度は引き続きこれまでと同じ教科書を使用します。愛知県教育委員会では、県民の皆様が教科書に対する理解や関心を深めていただくために、県内28か所の教科書センターで教科書展示会を開催します。

なお、障害のある児童生徒のための教科書や一般図書については、愛知県総合教育センターをはじめ、県内11か所で開催しています。また、展示会場には投書箱を用意しますので、教科書に対するご意見やご要望をお寄せください。

会場等については、愛知県教育委員会義務教育課のホームページに掲載しております。(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoku/)

▼とき 6月2日(金)～29日(木)

※開館時間は原則午前9時から午後4時までですが、開館時間、休館日等は、それぞれの施設の規定に異なります。

▼問合せ先 愛知県教育委員会義務教育課 ☎052・954・6799

6月は児童手当の支給月

今月は、児童手当の支給月です。6月9日(金)に指定口座に振り込みますのでご確認ください。

▼問合せ 子ども応援課子ども応援グループ ☎28・0936